

栗原市立図書館等雑誌スポンサー事業実施要項

(令和5年2月7日策定)

1 趣旨

栗原市立図書館（以下「図書館」という。）及び栗原市若柳公民館図書室並びに栗原市金成生涯学習センター図書室（以下「図書室」という。）で配架する雑誌（以下「雑誌」という。）の最新号に装着するカバー（以下「雑誌カバー」という。）を活用し、自主財源の確保、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図る目的で、雑誌カバーに民間企業等の広告を掲載（以下「広告掲載」という。）していただける事業所等を募集することに関し、必要な事項を定める。

2 雑誌スポンサー事業の内容

雑誌スポンサー事業は、「栗原市広告事業実施要綱（平成26年告示第114号。以下「要綱」という。）、「栗原市広告事業実施基準（平成26年決定。以下「基準」という。）及び本実施要項に基づき、当該雑誌に有料で広告掲載を行う民間企業等（以下「雑誌スポンサー」という。）が、広告掲載料を負担する雑誌カバーに広告を掲載し、図書館又は図書室の利用者の閲覧に供するものである。

3 広告掲載可能な雑誌と広告掲載料

(1) 広告掲載可能な雑誌は、図書館又は図書室が別に示す「雑誌リスト」によるものとする。

(2) 広告掲載料は以下のとおりとする。

雑誌区分	広告掲載料（1タイトル）
週刊誌	年額24,000円
隔週刊誌	年額18,000円
月刊誌	年額12,000円
季刊誌	年額6,000円

(3) 年度途中から掲載する場合の広告掲載料は、前号の広告掲載料をもとに、決定の翌月からの月割とする。

4 広告の規格・掲載位置等

(1) 広告掲載を希望する雑誌カバーの表面には、スポンサー名等を表示することとし、その大きさ及び表示位置は次のとおりとする。

- ① 表示の大きさは、縦4センチメートル、横13センチメートル以内とする。
 - ② 表示位置は、雑誌カバーの底辺から4センチメートル程度上部の中央を基準とする。
- (2) 雑誌カバーの裏面に広告チラシを1枚掲載できるものとし、年4回まで広告の内容を変更することができるものとする。広告チラシは片面とし、当該雑誌の裏表紙面を上回らない範囲のサイズとする。なお、広告は雑誌スポンサーが作成するものとし、雑誌カバーへの広告の表示は図書館又は図書室が行うものとする。
 - (3) 栗原市立図書館ホームページへ「雑誌スポンサー企業・団体一覧」を掲載するものとする。
 - (4) 当該雑誌の配架位置は、図書館又は図書室が決定するものとする。

5 広告掲載期間

- (1) 広告掲載期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、年度の途中からの場合は市が広告掲載を決定した月の翌月の1日から当該年度の3月31日までとする。
- (2) 期間満了の2か月前までに、雑誌スポンサーから解約の意思表示がない場合は、次年度の申し込みを行ったものとみなし、審査のうえ決定するものとする。
- (3) 広告を掲載する雑誌は契約期間内に発行された雑誌とする。ただし、広告掲載の開始は市が広告掲載料の納付を確認した後とする。

6 応募資格

- (1) 雑誌スポンサーは、企業及び個人の事業者、公共的団体又はこれに類する者、その他市が適当と認める者（以下「事業者等」という。）を対象とする。
- (2) 雑誌スポンサーの応募要件は、基準を満たし、かつ、この要項を承諾し、履行できる事業者等とする。
- (3) 広告掲載の基準は、図書館又は図書室の公共性、社会的信頼性を損なう恐れのないものとし、要綱及び基準によることとする。

7 応募方法

- (1) 雑誌スポンサーを希望する事業者等（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記載し、次に掲げる書類を添え、図書館に持参又は郵送のいずれかの方法により提出することとする。
 - ① 雑誌カバーの裏面への掲載を希望する広告の図案

- ② 事業者等の概要を記載した書類（定款の写しやパンフレットなど、業種等がわかるもの）
 - ③ その他、広告掲載の申し込みにあたり市が提出を求めるもの
- (2) 申し込みは随時受け付けるものとする。
- (3) 申込先は、次のとおりとする。
- 名称 栗原市立図書館
住所 〒987-2252 宮城県栗原市築館薬師三丁目3番1号
電話番号 0228-21-1403

8 雑誌スポンサーの決定

- (1) 申込書を受理した後、基準をもとに市が審査し、雑誌スポンサーを決定する。この場合において、同一の雑誌に複数の応募があった場合は、申込書を受理した日時が早い者を優先するものとする。また、同一の雑誌に同時に複数の応募があった場合は、抽選による決定とする。
- (2) 広告の図案について、具体的な広告内容を判断し、そのうえで修正・削除等が必要な場合は、雑誌スポンサーに依頼することとする。
- (3) 前号の依頼に対して、申込者は、正当な理由がない場合は、広告内容の修正・削除等に応じるものとする。
- (4) 雑誌スポンサーの決定後、申込者に対し、決定通知書（様式第2号）により通知することとする。

9 雑誌スポンサー決定後の手続き

- (1) 請書の提出
雑誌スポンサーは、雑誌スポンサー事業の実施に係る請書（様式第3号）を図書館に提出するものとする。
- (2) 広告掲載料の納付
広告掲載料の納付は、別に交付する納付書により指定期日までに納入するものとする。
 - ① 広告掲載料の納付は、当該年度の額を一括払いとする。
 - ② 広告掲載料の納付に係る振込手数料は、雑誌スポンサーが負担する。
 - ③ 雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊又は廃刊となった場合は、図書館又は図書室と雑誌スポンサーが協議のうえ、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。
 - ④ 年度途中での雑誌スポンサーの契約解除や広告掲載の中止については、原則できないものとする。
 - ⑤ 納入のあった広告掲載料の返還はできないものとする。

10 その他

- (1) 雑誌スポンサーの決定後に、雑誌スポンサーの事業変更等により要綱及び基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告掲載を取りやめることがあるものとする。
- (2) 本事業のために雑誌スポンサーが提出した個人情報については、本事業の運営のみに使用するものとする。
- (3) 要綱、基準又は本要領に規定のない事項で疑義が生じた事項については、図書館又は図書室と雑誌スポンサーにおいて協議し、その結果を踏まえ図書館又は図書室が決定するものとする。